

# V 水防体制

## 1 水防

### (1) 水防

わが国は、自然的環境から洪水、高潮等による災害を受けやすい状態にあります。このため、時間雨量50mm相当の降雨による洪水を安全に流下できる規模を当面の目標に治水投資を行っていますが、令和4年度末現在でもその整備率は管内の二級河川で約47.2%にしか達していません。

このようなことから治水事業と相まって、水害による被害を最小限に食い止めるための緊急対策として水防活動が必要となります。

なお、夏井川については洪水時における迅速な避難、水害被害の軽減を図る目的から、平成16年6月18日より福島県と福島地方気象台が共同で洪水予報を開始しております。

### (2) 県の水防組織

水防法により、気象・洪水及び高潮等について、水防活動を要するであろう予報および警報があったときから、その危険が解消するまでの間、県に水防本部を設置するとともに、その下部機関を建設事務所・土木事務所に置き、迅速な情報収集及び水防作業の応援指導をします。

### (3) 建設事務所・土木事務所の水防体制

管内の水防管理団体と密接な連絡をとり、管内の状況を常に把握するとともに、水防作業を応援指導し水防事務を迅速に処理し、適宜、状況を県水防本部に連絡します。

令和5度いわき建設事務所水防体制を次のとおり定めます。

#### 1) 水防配備計画は次の三段階に分類します。

- ア 水防第一配備〔大雨・洪水・暴風・高潮・波浪・大雪の各警報及び津波注意報の発令時、5班体制のローテーションにより10名の職員(土木事務所においては約5名の3班体制)〕を招集し、事態の推移によっては直ちに職員を追加招集して、その活動ができる体制とします。
- イ 水防第二配備〔津波警報の発令時及び管内で震度5弱以上の地震発生時、特別警報が発表され、発表後も管内で大雨・暴風が予想される時はローテーションにより、約20名の職員(土木事務所においては約6名の3班体制)〕を動員し、水防活動が遅滞なく遂行できる体制とします。
- ウ 水防第三配備〔第二配備体制で処理しがたい場合・大津波警報発令時、地震(管内で震度5強以上、県内で震度6弱以上)発生時、所属人員の全員〕を動員し、水防業務に従事する体制とします。

#### 〔災害発生〕

#### 2) 水防総指揮者は所長とします。

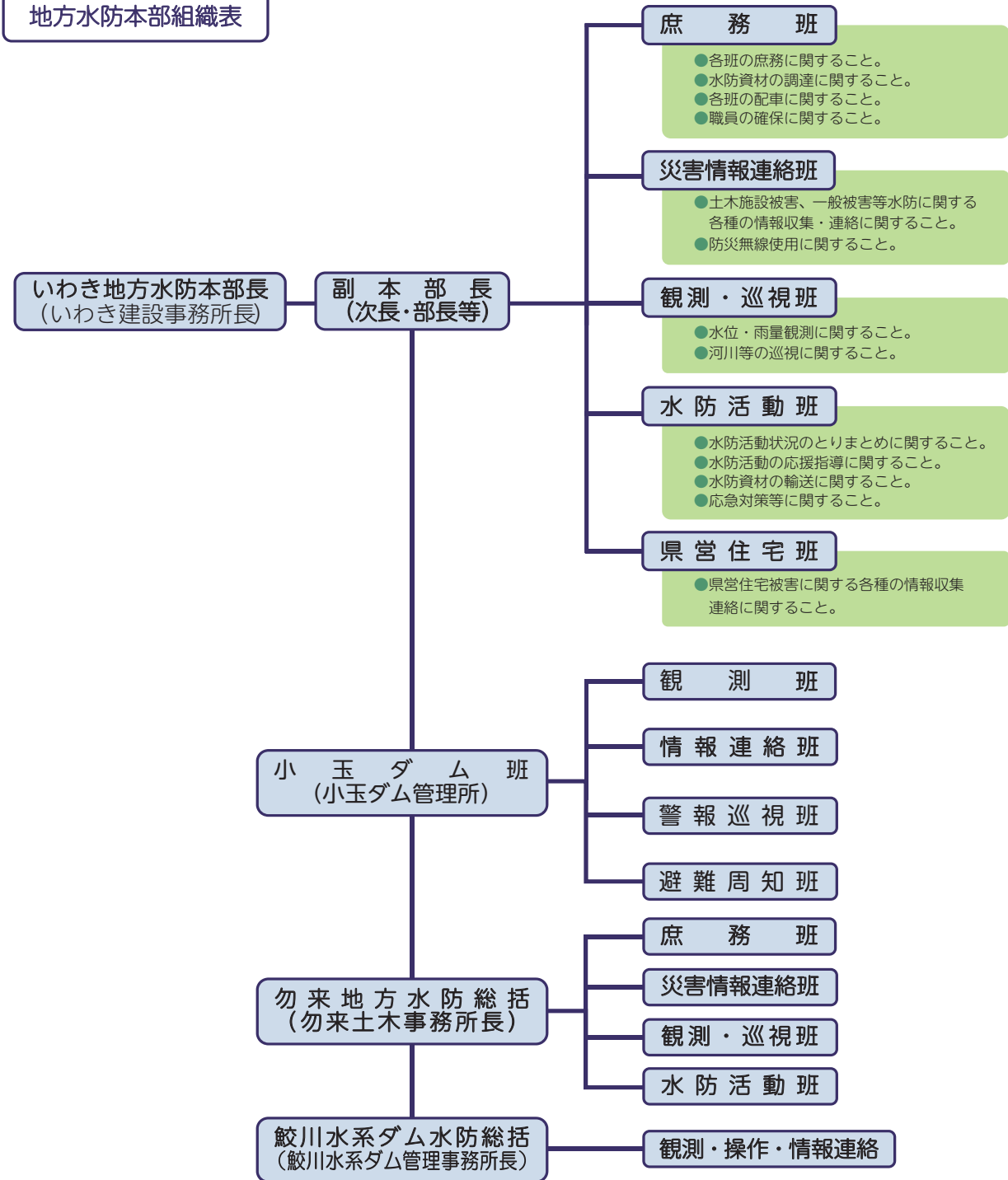
- ア 各体制における各班の長は、所長の命により班員を指揮します。
- イ 班員は各々分担業務を班長の指揮により掌ります。

## 2 水防組織

### 水防組織



### 地方水防本部組織表



### 3 雨量・水位等の状況通報

#### (1) 雨量情報と観測所

雨量の状況を逐次所轄管理団体に通報し、注意を喚起するとともに、水防本部に原則1時間毎に報告します。(通常一斉通報時に報告します。)

管内では図-1のとおり水防活動に必要とする雨量観測所は20箇所、その他観測所は15箇所あります。

#### (2) 水位通報

水位の状況を逐次所轄管理団体に通報し、水防団の出動等について万全を期するとともに、水防警報発表河川にあっては、水位等の状況に応じ遅滞なく警報発表等の処置を講じます。なお、水防本部にも管内河川の水位を整理し随時報告します。

管内では図-1のとおり水防活動に必要とする水位観測所は18箇所、その他の観測所は4箇所あります。

### 4 重要水防区域

重要水防区域は、県管理の河川及び海岸において、人命、財産等の生産力を守るために特に水防上警戒または防御に重要性を有する箇所で、「重要水防区域評定基準」により指定しています。

管内では図-2のとおり重要水防区域は、23河川30箇所L=56.5km 1海岸2箇所L=2.5kmとなっています。

### 5 水防訓練

水防活動は公共の安全を保持するうえで重要です。

実際に的確な水防活動を行うためには、日頃の危機管理を十分徹底すると共に知識と技術を修得しておく必要があります。

### 6 ダム管理演習

管内の3ダム(小玉、高柴、四時)の洪水調節操作を的確に行うための演習を毎年5月に行い、関係住民の理解を深めています。

水防訓練



シート張り工法



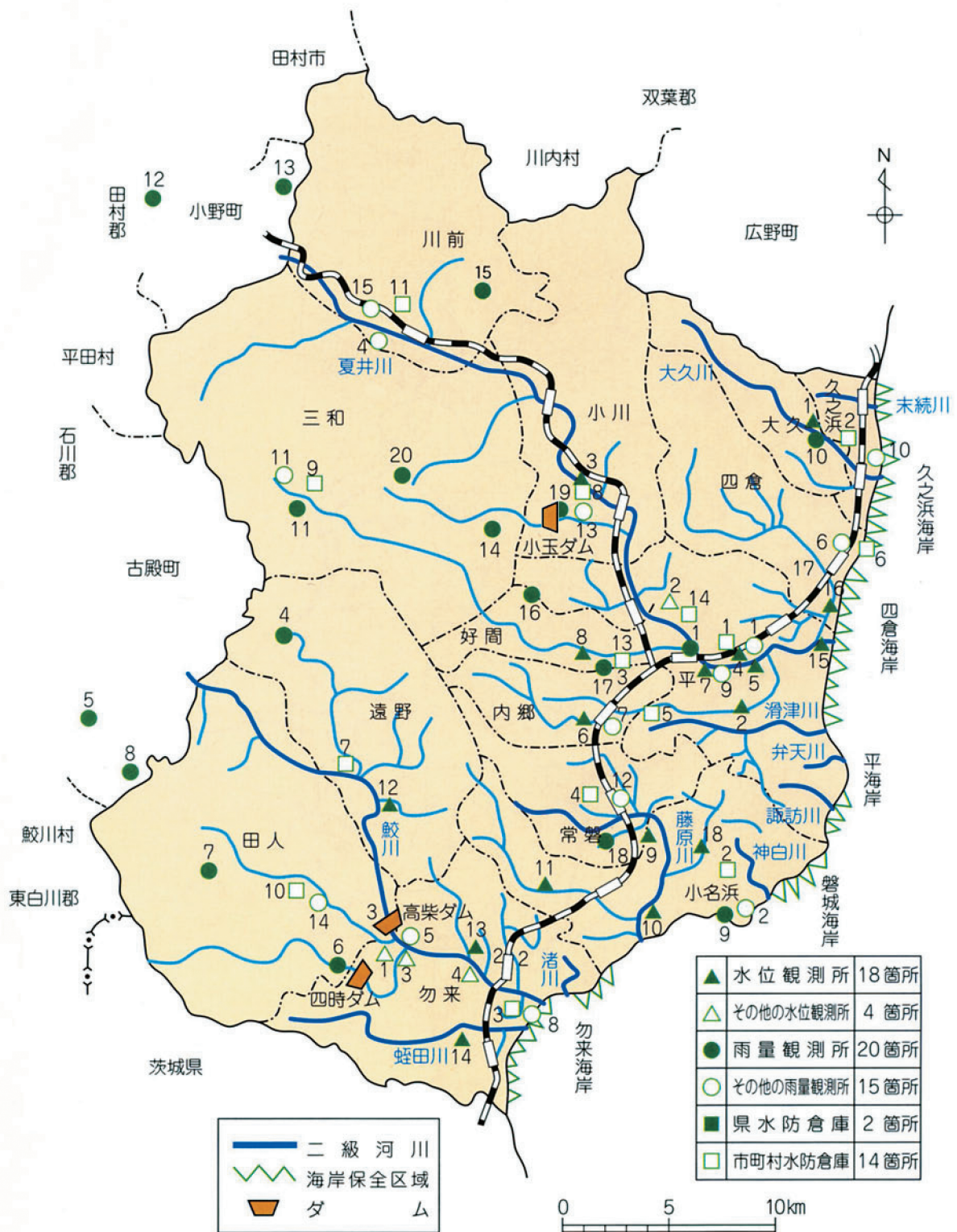
土のう積



木流し工法

# 管内雨量水位観測所、水防倉庫略図

図-1



V 水防体制

# 管内重要水防区域位置図

図-2



V 水防体制